

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 奄美群島振興開発計画等（第二条 第六条の十二）</p> <p>第三章 奄美群島振興開発審議会（第七条・第八条）</p> <p>第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金</p> <p>第一節 総則（第九条 第十三条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第十四条 第十六条）</p> <p>第三節 業務等（第十七条 第二十一条）</p> <p>第四節 雑則（第二十二条 第二十七条）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条）</p> <p>第六章 罰則（第二十九条・第三十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、奄美群島の特殊事情にかんがみ、総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>

第二章 奄美群島振興開発計画等

(基本方針)

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 奄美群島の振興開発の意義及び方向に関する事項
 - 二 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
 - 三 観光の開発に関する基本的な事項
 - 四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項
 - 五 生活環境の整備に関する基本的な事項
 - 六 保健衛生の向上に関する基本的な事項
 - 七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
 - 八 医療の確保等に関する基本的な事項
 - 九 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
 - 十 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項
 - 十一 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
 - 十二 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
 - 十三 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項
 - 十四 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、奄美群島が我が国の自然環境の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っていることにかんがみ、奄美群島の地理的

(振興開発計画の内容)

第二条 奄美群島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 奄美群島の振興開発の基本的方針に関する事項
 - 二 地域の特性に即した農林漁業、商工業等の産業の振興開発に関する事項
 - 三 観光の開発に関する事項
 - 四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する事項
 - 五 生活環境の整備に関する事項
 - 六 保健衛生の向上に関する事項
 - 七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
 - 八 医療の確保に関する事項
 - 九 防災及び国土保全施設の整備に関する事項
 - 十 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項
 - 十一 教育及び文化の振興に関する事項
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関し必要な事項
- 2 前項の振興開発計画は、平成六年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4 基本方針は、平成十六年度を初年度として五箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならない。

5 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(振興開発計画)

第三条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

二 観光の開発に関する事項

三 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する事項

四 生活環境の整備に関する事項

五 保健衛生の向上に関する事項

六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

七 医療の確保等に関する事項

八 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

九 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

十 教育及び文化の振興に関する事項

十一 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

(振興開発計画の決定及び変更)

第三条 鹿児島県知事は、振興開発計画の案を作成し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に提出するものとする。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長と協議して、振興開発計画を決定する。

3 振興開発計画が決定された後、特別の必要が生じた場合においては、前二項の規定の例により、振興開発計画を変更することができる。

4 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、振興開発計画を決定し、又は変更したときは、これを鹿児島県知事に通知するものとする。

十二 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関し必要な事項

3 振興開発計画は、奄美群島内の島ごとの地理的及び自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発が図られるよう定めるものとする。

4 振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ奄美群島内の市町村に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。

6 鹿児島県は、前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

7 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 鹿児島県は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

(医療の確保等)

第六条の三 鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しな

(医療の確保)

第六条の三 鹿児島県知事は、奄美群島における医療を確保するため、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施

なければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健師による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第七項において同じ。）の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 鹿児島県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
- 3 国及び鹿児島県は、無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（第七項において「医師等」という。）の確保その他無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。
- 4 鹿児島県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
- 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
- 6 国及び鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、市町村が振興開発計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。
- 7 国及び地方公共団体は、奄美群島内の無医地区以外の地区におい

しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健師による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力体制の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 鹿児島県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
- 3 国及び鹿児島県は、無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。
- 4 鹿児島県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
- 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
- 6 国及び鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、市町村が振興開発計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

て医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力的体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（農林水産業の振興）

第六条の五 国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第六条の六 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

（高齢者の福祉の増進）

第六条の七 （略）

（教育の充実等）

第六条の八 （略）

（地域文化の振興等）

第六条の九 （略）

（地域間交流の促進）

第六条の十 国及び地方公共団体は、奄美群島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の奄美群島に対する理解と関心を深めるとも

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第六条の五 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

（高齢者の福祉の増進）

第六条の六 （略）

（教育の充実等）

第六条の七 （略）

（地域文化の振興等）

第六条の八 （略）

に、奄美群島の活性化に資するため、奄美群島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(人材の育成)

第六条の十一 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、奄美群島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第六条の十二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、奄美群島内において製造の事業、観光関連農林水産物販売業(奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下この条において同じ。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置(製造の事業又は観光関連農林水産物販売業の用に供するものに限る。)若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは奄美群島内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれ

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第六条の九 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、奄美群島内において製造の事業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置(製造の事業の用に供するものに限る。)若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは奄美群島内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人が行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体

らの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第三章 奄美群島振興開発審議会

第七条・第八条（略）

第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金

第一節 総則

（目的）

第九条 独立行政法人奄美群島振興開発基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

（名称）

第十条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人奄美群島振興開発基金とする。

の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第七条・第八条（略）

第九条及び第十条 削除

（奄美群島振興開発基金の設置）

第十条の二 奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、振

興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを目的とする。

2 | 基金は、法人とする。

3 | 基金は、主たる事務所を奄美群島に置く。

4 | 基金は、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

5 | 基金の資本金は、次条第一項の規定により国から出資された債権の額に相当する額及び二千五百万円と同条第二項の規定により国から出資される三億七千万円との合計額とする。

6 | 基金は、次条第九項の規定により債務の全部又は一部を免除した事による損失が第十条の四第六項の規定による積立金を取り崩してもなお補てんできないときは、次条第五項の規定にかかわらず、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少するものとする。

7 | 基金でない者は、奄美群島振興開発基金という名称を用いてはならない。

8 | 基金は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行う。

一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者（以下「事業者等」という。）が、銀行その他の金融機関から資金の貸付け、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証

二 事業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証

三 銀行その他の金融機関が農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫若しくは日本政策投資銀行の委託を受け、又は国民生活金融公庫を代理して事業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が事業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合に

- おけるその保証をしたこととなる債務の保証
- 四 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け
- 五 奄美群島において振興開発計画に基づく事業のうち奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定める事業を行う事業者に対する事業資金の貸付け
- 六 農林畜水産物の加工度の高い工業、産業の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業で政令で定めるものを行う事業者に対する当該事業に必要な資金の出資
- 9 基金は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。
- 10 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。
- 11 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。
- 12 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 13 監事は、基金の業務を監査する。
- 14 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣及び財務大臣に意見を提出することができる。
- 15 理事長及び監事は、国土交通大臣及び財務大臣が任命し、理事は、理事長が国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて任命する。
- 16 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。
- 17 役員は、再任されることができる。
- 18 国土交通大臣及び財務大臣は、基金の役員が次の各号の一に該当

するに至つたときは、解任することができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又はこれらの法令に基づいてする国土交通大臣若しくは財務大臣の命令に違反したときその他職務上の義務に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(基金への出資等)

第十条の三 奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条6に基き、アメリカ合衆国政府から移転を受けた債権で、奄美群島復興信用保証協会が国から承継し、奄美群島復興信用保証協会に対して国から出資されたものとされたものの額に相当する額及び国が奄美群島復興信用保証協会に対して出資した二千五百万円は、前条第八項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務(以下「保証業務」という。)に要する資金として、国から基金に対して出資されたものとする。

2 国は、前条第八項第四号に掲げる業務及びこれに附随する業務に要する資金として、三億七千万円を出資するものとする。

3 国は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

4 基金は、前項の規定による国の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 基金は、必要があるときは、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。

6 地方公共団体は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、基金に出資することができる。

7 基金は、保証業務又は前条第八項第四号から第六号までに掲げる業務及びこれらに付随する業務のいずれかの業務に要する資金に余

裕を生じたときは、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該余裕金を他の業務に要する資金に充てることができる。

8 基金は、第一項に規定する国から承継した債権につき、その償還期限、利率その他の条件が定まつていないものがあるときは、すみやかに国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、これを定めなければならぬ。

9 基金は、第一項に規定する国から承継した債権に係る債務者の債務の履行が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更若しくは延滞元利息の支払方法の変更をしようとするとき、又は当該債権に係る債務者がその債務の全部若しくは一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部若しくは一部を免除しようとするときは、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。

10 基金は、政令の定めるところにより、第一項に規定する国から承継した債権の回収に関する事務を鹿児島県知事又は政令で定める金融機関に、前条第八項第四号及び第五号に掲げる事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に、これらの事業資金の貸付け及び回収に関する業務の一部を政令で定める金融機関に、それぞれ委託することができる。

11 国土交通大臣又は財務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定による受託者に対し、当該委託を受けた事務に関し、報告をさせ、又はその職員をして受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

12 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

13 第十一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(基金の監督等)

- 第十条の四 基金は、政令の定めるところにより、業務の開始の際、業務方法書を定め、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。
- 2 基金は、政令の定めるところにより、毎事業年度の事業計画を作成し、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 基金は、毎事業年度終了後二月以内に、業務報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「業務報告書等」という。）を作成し、当該業務報告書等に関する監事の意見を付けて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
- 4 基金は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、業務報告書等及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 第三項に規定する業務報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、国土交通省令・財務省令で定める。
- 6 基金は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを積立金として積み立てなければならない。
- 7 基金は、毎事業年度の損益計算上損失金を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、これを繰越欠損金として整理しなければならない。
- 8 基金は、第六項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しなければならない。
- 9 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計

年度の前年度の政府の歳入とする。

10| 第六項の利益金及び第七項の損失金の計算の方法その他基金の経理並びに第八項の規定による納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

11| 基金は、借入金をしよつとする場合には、政令で定める場合を除く外、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

12| 国土交通大臣又は財務大臣は、基金を監督し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(準用規定)

第十条の五 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第四条、第五条、第十三条、第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十一条、第二十二条、第三十五条、第四十条第一項、第四十一条第一号、第二号及び第四号から第六号まで及び第四十二条並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十四条の規定は、基金について準用する。この場合において、信用保証協会法第二十二条中「主務大臣」とあるのは、「国土交通大臣及び財務大臣」と、同法第三十五条中「主務大臣」とあるのは、「国土交通大臣又は財務大臣」と、同法第四十条第一項第一号中「第三十四条に規定する事業報告書」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法第十条の四第三項に規定する業務報告書等」と、同法第四十条第一項第二号中「第三十五条第一項」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法第十条の五において準用する第三十五条第一項」と、同法第四十一条第一号中「この法律の規定により主務大臣」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法第十条の二第四項、第十条の三第五項及び第七項から第九項まで並びに第十条の四第一項、第二項及び第十一項の規定による国土交通大臣及び財務大臣」と、同法第四十一条第五号中「第二十条第一項」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法第十条の二第

(基金の目的)

第十一条 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という)は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

(事務所)

第十二条 基金は、主たる事務所を奄美群島に置く。

(資本金)

第十三条 基金の資本金は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第六条第六項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、基金に出資することができる。

第二節 役員及び職員

八項」と、同法第四十二条中「第三条第二項」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十条の二第七項」と、それぞれ読み替えるものとする。

(鹿児島県が処理する事務)

第十条の六 第十条の二から前条までの規定に基づく国土交通大臣又は財務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、鹿児島県知事が行うことができる。

(役員)

第十四条 基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 基金に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第十五条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第十六条 役員任期は、二年とする。

第三節 業務等

(業務の範囲)

第十七条 基金は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住居若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の

事業資金の貸付けを行うこと。

三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。）及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関（債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社）に委託することができる。

2 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に委託することができる。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条 基金における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2 前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項ただし書の納付金の納付に關し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び奄美群島振興開発債券）

第二十条 基金は、第十七条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又

は奄美群島振興開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 基金は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行の事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第二十一条 基金は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四節 雑則

（報告及び検査）

第二十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という

。) に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 通則法第六十四条第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。

(主務大臣等)

第二十三条 この章及び第六章並びに基金に係る通則法における主務大臣は、国土交通大臣及び財務大臣とする。

2 前条第一項及び基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。

4 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(鹿児島県が処理する事務)

第二十四条 この章及び基金に係る通則法の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、鹿児島県知事が行うことができ。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十五条 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二十一条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十六条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、基金の役員及び職員には適用しない。

(通則法の特例)

第二十七条 基金における通則法第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「三年以上五年以下」とあるのは、「四年六月」とする。

2 通則法第三十五条の規定は、基金については、適用しない。

第五章 雑則

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 二 第十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

(政令への委任)

第十一条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成二十年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、別に法律で定める。
- 3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、平成二十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで及び第二十八条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4 〓 11 (略)

- 12 基金は、平成十八年三月三十一日までの間、第十七条に規定する業務のほか、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、農林水産物の加工度の高い工業、産業の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業で政令で定めるものを行う事業者に対する当該事業に必要な資金の出資の業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

- 13 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第三十条第二号中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び附則第十二項」とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第四条の規定による昭和二十九年年度に係る復興実施計画は、同条の規定にかかわらず、第三条第二項の規定による復興計画の決定の日から二月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、平成十六年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで及び第十一条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4 〓 11 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 小笠原諸島振興開発計画等（第三条 第十条）</p> <p>第三章 小笠原諸島振興開発審議会（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条 第二十二條）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>第二章 小笠原諸島振興開発計画等</p> <p>（基本方針）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向に関する事項</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 振興開発計画及び振興開発事業の実施（第三条 第十条）</p> <p>第三章 小笠原諸島振興開発審議会（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条 第二十三條）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、総合的な振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>第二章 振興開発計画及び振興開発事業の実施</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第三条 小笠原諸島の総合的な振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 土地（公有水面を含む。以下同じ。）の利用に関する事項</p> <p>二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項</p> <p>三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に</p>

- 二 土地（公有水面を含む。以下同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する基本的な事項
- 四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
- 五 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他の市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する基本的な事項
- 六 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項
- 七 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
- 八 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 九 観光の開発に関する基本的な事項
- 十 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 十一 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する基本的な事項
- 三 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。
- 四 基本方針は、平成十六年度を初年度として五箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならぬ。
- 五 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 六 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公

- 四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他の市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保に関する事項
- 五 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項
- 六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項
- 七 教育及び文化の振興に関する事項
- 八 観光の開発に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項
- 二 振興開発計画は、平成十一年度を初年度として五箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならぬ。

表しなければならない。

7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(振興開発計画)

第四条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地の利用に関する事項

二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他の市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

五 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

八 観光の開発に関する事項

九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

3 振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならない。

4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5 東京都は、小笠原村から前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させ

(振興開発計画の決定及び変更)

第四条 東京都知事は、振興開発計画の案を作成し、国土交通大臣に提出するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、小笠原諸島振興開発審議会の審議を経て、振興開発計画を決定する。

3 国土交通大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを東京都知事に通知するとともに、振興開発計画において定める土地の利用に関する事項を公示するものとする。

4 前三項の規定は、振興開発計画を変更する場合について準用する。

るよう努めるものとする。

6 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

第五条 削除

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業の振興についての配慮)

第十三条の四 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並

(振興開発実施計画の作成及び変更)

第五条 東京都知事は、毎年度、その年度開始前までに、振興開発計画を実施するために必要な当該年度の事業についての計画(以下「振興開発実施計画」という。)を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ小笠原諸島振興開発審議会の意見を聴かなければならない。

3 前二項の規定は、振興開発実施計画を変更する場合について準用する。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(医療の充実についての配慮)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、医療機関の協力体制の整備等により小笠原諸島における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地域間交流の促進についての配慮)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることにかんがみ、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(人材の育成についての配慮)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成について適切な配慮をするものとする。

(振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

(関係行政機関の長との協議)

第二十条 国土交通大臣は、第四条第二項の規定により振興開発計画を決定し、若しくは同条第四項の規定によりこれを変更し、又は第五条第一項の規定により振興開発実施計画に同意し、若しくは同条第三項の規定によりこの変更に同意しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第二十条 (略)

(離島振興法の適用除外)

第二十一条 (略)

(政令への委任)

第二十二条 (略)

附則

1 (略)

(この法律の失効)

2 この法律は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成二十一年度以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3～5 (略)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成二十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7 (略)

第二十一条 (略)

(離島振興法の適用除外)

第二十二条 (略)

(政令への委任)

第二十三条 (略)

附則

1 (略)

(この法律の失効)

2 この法律は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成十六年度以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3～5 (略)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7 (略)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十二年法律第四百十号）（附則第十二条関係）

改正案		別表第一（第二条関係）	
(略)	(略)	名称	根拠法
		沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
現行		別表第一（第二条関係）	
(略)	(略)	名称	根拠法
		奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）
		沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第十三条関係）

改正案		別表（第二条関係）	
(略)	(略)	名称	根拠法
		沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
現行		別表（第二条関係）	
(略)	(略)	名称	根拠法
		奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）
		沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

改正案		現行	
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一次の表に掲げる法人			
二 （略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）	（略）	（略）	（略）

改正案		現行	
別表第一 公共法人の表（第二条関係） 一 次の表に掲げる法人			
二 （略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）	（略）	（略）	（略）

改正案		現行	
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）
(略)	(略)	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

改正案		現行	
別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）
(略)	(略)	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人			
二 （略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）	（略）	（略）	（略）

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三（略） 2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三（略） 2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期限	事務	期限	事務
平成十四年三月三十一日	(略)	平成十四年三月三十一日	(略)
平成十七年三月三十一日	(略)	平成十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十九年三月三十一日	(略)	平成十七年三月三十一日	(略)
平成二十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成十九年三月三十一日	(略)

(略)	平成二十二年三月三十一日
(略)	(略)

(略)	平成二十二年三月三十一日
(略)	(略)

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第二十条関係）

改正案		現行	
<p>附則 1・2（略） 3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 1・2（略） 3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期限	事務	期限	事務
平成十七年三月三十一日	(略)	平成十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条の奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十九年三月三十一日	(略)	平成十七年三月三十一日	(略)
平成二十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条の奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成十九年三月三十一日	(略)
平成二十二年三月三十一日	(略)	平成二十二年三月三十一日	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

4
(略)

4
(略)

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期限	<p>平成十七年三月三十一日</p> <p>（略）</p>	期限	<p>平成十六年三月三十一日</p>
事務	<p>（略）</p> <p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	事務	<p>（略）</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第一条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>
<p>平成二十一年三月三十一日</p>		<p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一</p>	

		奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
平成二十二年三月三十一日	(略)	小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)(の総合的な振興及び開発に関すること。
(略)	(略)	

2 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 平成二十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

		項に規定する小笠原諸島をいう。)(の総合的な振興及び開発に関すること。
平成十七年三月三十一日	(略)	
平成十九年三月三十一日	(略)	
平成二十二年三月三十一日	(略)	
(略)	(略)	

2 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 平成十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
<p>期限</p> <p>平成十七年三月三十一日</p>	<p>期限</p> <p>平成十七年三月三十一日</p>	<p>事</p> <p>務</p>	<p>事</p> <p>務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成二十一年三月三十一日</p>	<p>平成二十一年三月三十一日</p>	<p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>	
<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
<p>期限</p> <p>平成十七年三月三十一日</p>	<p>期限</p> <p>平成十七年三月三十一日</p>	<p>事</p> <p>務</p>	<p>事</p> <p>務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成二十一年三月三十一日</p>	<p>平成二十一年三月三十一日</p>	<p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>	

2 (略)		平成二十二年三月三十一日	(略)	奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。
----------	--	--------------	-----	------------------------	--

2 (略)		平成二十二年三月三十一日	(略)	奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。
----------	--	--------------	-----	------------------------	--

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
<p>期限</p> <p>平成十七年三月三十一日</p>	<p>期限</p> <p>平成十七年三月三十一日</p>	<p>事</p> <p>務</p>	<p>事</p> <p>務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
<p>平成二十一年三月三十一日</p>		<p>平成二十一年三月三十一日</p>	
<p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>		<p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>	

2 (略)		平成二十二年三月三十一日	(略)	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関する事。
(略)	(略)	(略)	小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関する事。	

2 (略)		平成二十二年三月三十一日	(略)	奄美群島振興開発基金の行う業務に関する事。
(略)	(略)	(略)	小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関する事。	